

中期経営計画 2021 の概要 ～収支改善から、5年後を見据えた遠野市社協の経営計画～

人口の減少・少子高齢化が進み、令和2年度には老年人口がピークアウトするとされています。

これまで平成18年度に健全財政計画、平成21年度に経営指針、平成27年度に経営改善計画と収支改善に取り組みましたが、依然厳しい経営状況にあり、今後も厳しい時代環境が続くことを踏まえなければなりません。

未来を見据え、時代の変化に合せた適切で持続可能な経営を目指し、中期経営計画2021を策定し取り組みを進めます。

1 期間

令和3年度～令和7年度 5年間

2 5年を見据えた、使命、経営理念、基本方針

(1) 使命

誰もが安心して暮らすことができる、ともに生きる豊かな地域社会づくりの推進

(2) 経営理念

- ① たすけあい、ささえあう福祉でとおのづくりの推進
- ② 安心して暮らすことができる介護サービスの展開
- ③ 地域生活課題に対応する連携による地域福祉の推進
- ④ 持続可能で責任ある自律した組織経営の推進

(3) 基本方針

- ① 地域に開かれた組織として、情報公開と説明責任を果たす
- ② 事業・活動の展開にあたり「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を担う
- ③ 効果的で効率的な自律した経営を行う
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する

3 事業展開の明確化

- (1) 総務企画課は、適切で効率的な財務、人事、組織全般を担当
- (2) 地域福祉課は、地域生活課題の解決に向けた取り組みを統合的に推進し、生活困窮者等の支援、権利擁護部門を担当
- (3) 在宅福祉課・介護保険事業所は、介護保険サービスのほか市の介護・生活支援サービスの事業運営、さらには自主事業による地域生活課題への対応を担当

4 遠野市社協の経営の意志決定と業務決定

- (1) 遠野市全域を対象として地域福祉推進を担い、その基盤となる社協支部等の活動を支援
- (2) 地域福祉の推進に参加・協働する住民組織、社会福祉団体等で遠野市社協は構成し、重要事項の決定と業務執行の責務はつぎのとおり
 - ① 評議員会は、地域福祉を推進するため重要な事項を決定
 - ② 理事は、業務執行の決定に参画し、遠野市社協の経営発展に寄与
 - ③ 監事は、地域福祉推進、経営を客観的に評価
- (3) 組織経営(財源、職員体制等)
 - ① 財務管理
 - ア 財源
遠野市の補助金・委託料等決定等のルール化
 - ② 職員行動指針の策定
 - ③ 人事・労務管理制度の構築
 - ア 適切な労務管理と働きやすい環境の整備
 - イ 採用、配置、能力開発・育成、処遇、評価からなる人事管理制度のシステムの構築
- (4) 内部管理体制の整備
 - リスク管理に関する体制等の内部管理体制の整備

5 重点的取組事項の指数目標化

(1) たすけあい、ささえあう福祉でとおのづくりの推進

- ① 新たなささえあいの仕組みづくりを小さな拠点で開発します。
- ② 相談支援・権利擁護を推進します。(司法書士、弁護士、金融機関、社会福祉法人等との連携)
- ③ 遠野市社協ボランティアセンター(遠野市社協ボラセン)の基盤の強化を図ります。

	目 標 項 目	R2現状	R3	R4	R5	R6	R7
1	丸ごと相談員地区センター配置(他法人)	3(-)	7(-)	7(2)	7(2)	7(2)	9(2)
2	権利 擁護						
	市民後見人登録(新規)	5	3	3	3	3	3
	地域後見ネットワーク会議(仮)体制	-	検討	○			→
3	遠野市社協ボラセン体制の見直し	-	検討	○			→
4	ささえあいセンター構想の提言	-	検討	検討	○		→

注1) R3は、丸ごと相談員が綾織、土淵、青笹の3地区センターに配置。R4は在宅介護支援センターの小友、附馬牛、上郷と新たに遠野の4名の相談員が地区センターに配置。なお、(2)は在宅介護支援センター松崎と宮守の相談員が地区センターの配置を目指す。

(2) 安心して暮らすことができる介護サービスの展開

- ① 地域生活を支える介護サービスを提供します。
- ② 適切な介護・生活支援サービス事業の運営をします。
- ③ 他のサービスを受けることが困難なひとへの対応に取り組みます。
- ④ 福祉サービス学習の場の提供をします。

	目 標 項 目	R2現状	R3	R4	R5	R6	R7	
1	適正な 介護保 険事業 の運営	居宅介護支援事業所運営検討	検討	検討	○		→	
		ふれあいホーム運営検討	-	検討	検討	○		→
		ショート上郷運営検討	-	検討	検討	○		→
2	自主事業(上乘せ横出し)サービス向上	-	検討	○			→	
3	学習の場の提供(体験、実習生受入件数)	2	2	2	2	2	2	

(3) 地域生活課題に対応する連携による地域福祉の推進

人口減少、少子高齢化社会を見据え、遠野市、社会福祉法人等あるいは近隣社協と共同で実施するサービス提供、事業実施について検討します。

	目 標 項 目	R2現状	R3	R4	R5	R6	R7
1	社会福祉法人等連絡会(仮称)の設置	-	○				→
2	他法人との連携協働による事業開発	-	検討	○			→

(4) 持続可能で責任ある自立した組織経営の推進

① 内部管理体制の整備

ア 経営に関する管理体制

定款等諸規程に基づき、理事会、評議員会、各委員会等適切な経営に関する管理運営を行います。

イ 遠野市社協の経営に重要な影響を及ぼす恐れのある重要なリスクについて、迅速に必要な事項を決定します。

特に、大規模自然災害、新型コロナ感染対策症その他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制について、規程や事業継続計画(BCP)等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施します。また、自然災害が多発する中であって、公費財源について遠野市と協議します。

ウ 全ての役職員の法令、定款等諸規程の遵守意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる遠野市社協役員への教育啓発活動を実施、周知徹底を図ります。

エ 遠野市、社会福祉法人等との人事交流、出向は、多様な経験を積む機会となることから、実施に向けた検討を進めます。

	目 標 項 目	R2現状	R3	R4	R5	R6	R7
1	評議員会の開催（回）	4	4	4	4	4	4
	理事会の開催（回）	4	4	4	4	4	4
	監事会の開催（回）	4	4	4	4	4	4
	経営・資金管理委員会の開催（回）	2	2	2	2	2	2
2	事業継続計画（BCP）の策定	-	○				→
3	中期経営計画進行管理（PDCA）	○	四半期	○			→
4	教育啓発活動（研修会等）	役員（回）	-	1	1	1	1
		職員（回）	-	2	2	2	2
5	遠野市、社会福祉法人等との人事交流等（人）	-	検討	1	1	1	1

② 遠野市社協の職員体制

ア やりがいをもって働き続けられる職場環境をつくるため、適切な労務管理を実施します。

イ コロナ禍の影響により、WEB会議システム、リモート等ICTの活用の導入を進めます。

	目 標 項 目	R2現状	R3	R4	R5	R6	R7
1	職員数（人）	179	176	176	169	169	166
2	適切な労務管理（改善件数）	1	1	1	1	1	1
3	WEB、リモート会議等ICTの活用、導入	-	○				→
4	車両配置(更新廃車)計画	-	策定	○			→

③ 財源の確保検討

安定的に事業が継続できるよう遠野市の補助金・委託料等について、複数年化も含めルール化を協議します。

	目 標 項 目	R2現状	R3	R4	R5	R6	R7
1	市の補助金委託料の積算見直し	協議開始	協議検討	○			→
2	ディサービス指定管理料の考え方見直し	協議開始	協議検討	協議検討	○		→

④ 財務見直し（事業活動計算書）

遠野市のふれあいホーム4か所の指定管理者制度の更新がR5に、介護報酬及び医療報酬の改定がR6に行われるため、財務見直しについて随時見直します。

	R3	R4	R5	R6	R7	適 用
収 益 （百万円）	715	714	702	700	693	
費 用 （百万円）	724	722	701	700	692	
経常増減差額（百万円）	△9	△8	1	0	1	

中期経営計画 2021 が目指すこと

ささえあいによる福祉でとのおのづくりが未来をつくる

これまでの取り組みから

見えてきたこと

～ 少子高齢・人口減少下では、従来手法のしくみに限界 ～

- ・人件費等経費縮減に頼る経営改善の限界
- ・モノとサービスを消費する生活の限界
- ・課題解決のための個別支援制度の限界

打つべき手は

～ 新たなルール化に向けた協議 ～

- ・持続可能な遠野市社協経営の確立（補助、委託、指定管理の新ルール）
- ・地域住民、多機関による参加と協働による課題解決

福祉でとのおのづくりの可能性

見えてきたこと

～ 新たなささえあいの始まり ～

- ・小さな拠点となる地区センターの運営が地域に委ねられること
- ・課題解決のための取り組みが各地で展開

打つべき手は

～ 私たち1人ひとりが受け手ではなく、主体的にささえあいに参加 ～

- ・社会福祉法人等が地域の福祉ニーズに応えるしくみ
- ・小さな拠点の地域支え合いと福祉でとのおのづくりの融合
- ・丸ごと相談員の全地区センター配置
- ・協働連携の核として（仮称）ささえあいセンターの設置